

～大阪府警察からのお知らせです～

受験資格特例教習を受けた方は、 第二種免許等の受験資格が緩和されます！

令和4年
5月13日
施行

- 教習所で行われる受験資格特例教習を修了した方は、年齢19歳以上、普通免許等1年以上保有していれば、第二種免許・大型免許・中型免許を受検することができます。
- 21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に、3点以上（1回で3点となる場合は除く）の違反を行った場合は、若年運転者講習の受講を義務付けられます。
※ 受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、特例を受けて取得した免許を取消されます。

現 行

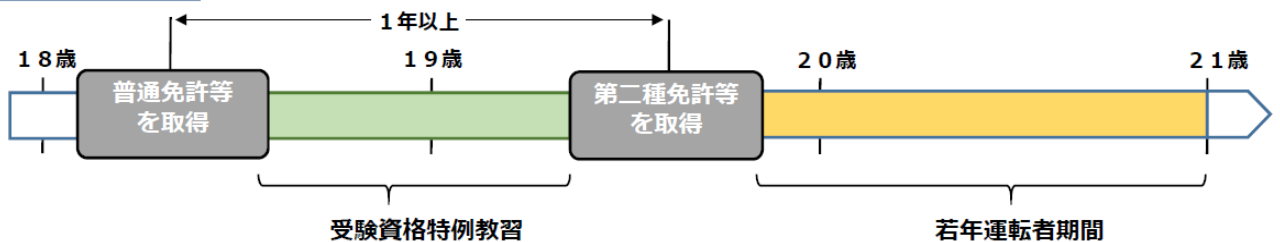
○ 受験資格

- ・ 第二種免許・大型免許
…21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
- ・ 中型免許
…20歳以上かつ普通免許等保有2年以上

○ 受験資格の特例

- ・ 旅客自動車教習所の教習修了者等（第二種免許）
…21歳以上かつ普通免許等保有2年以上
- ・ 自衛官（大型免許・中型免許）
…19歳以上（普通免許等の保有不要）

改正の概要



特例取得の流れ

普通免許取得（18歳以上）

36時限（技能31・学科5）
21歳以上（中型のみである場合は20歳以上）は
29時限の教習時間となる。

受験資格特例教習

- 自己制御能力の養成
- 危険予測・回避能力の養成

指定自動車教習所

- 適性試験
- 技能試験
(指定教卒業者は免除)
- 学科試験

第二種・大型・中型免許試験
… 19歳以上かつ普通免許等保有1年以上

第二種・大型・中型免許試験
… 21（20）歳以上かつ普通免許等保有3（2）年以上

受験資格特例教習を修了したとしても、教習所での大型等の取得教習の短縮等の措置はありません。

運転免許を取得するためには、運転免許試験に合格することに加え、取得時講習及び応急救護処置講習の受講が必要（指定自動車教習所の卒業生は免除）